

震災対策編

第1章 総 則

第1節 過去に発生した地震災害の特性

第1 内陸性（直下型）の地震

県内においてこれまでに発生した大規模な地震災害は次表のとおりである。「日本の活断層」を見ても構造的な弱線上に位置し、数多くの活断層が密集している。しかし、これらは直下型地震の発生を否定するものではなく、逆に千年あるいは数百年単位で動くと考えられる活断層の場合は、そのタイムリミットが近づいているとも考えられる。

また、直下型の地震は、地震エネルギー（マグニチュード）が小さくても、震源に近い所では被害が大きくなるため、注意が必要である。

【震央が県内等であった主な地震と本町付近の地震】

発 災 日	震央東経北緯	マグニチュード	主な被害地域	備 考
1847. 5. 8 21時 (弘化 4. 3. 24)	138. 2° 36. 7°	7. 4	信濃北部及び 越後西部	善光寺地震
1912. 7. 16 (明治45)	138. 55° 36. 4°	5. 7	浅間山	
1912. 8. 17 23時22分 (大正 1)	138. 25° 36. 4°	5. 1	長野県上田市付近	
1918. 11. 11 (大正 7)	137. 88° 36. 45°	6. 1 6. 2	長野県大町市付近	大町地震
1941. 7. 15 23時45分 (昭和16)	138. 23° 36. 72°	6. 1	長野市付近	長沼地震
1965. 8. 3～ (昭和40～)			長野市松代町	松代群発地震
1984. 9. 14 8時48分 (昭和59)	137° 33. 6 35° 49. 3	6. 8	長野県西部	長野県西部地震
1986. 8. 24 11時35分 (昭和61)	138° 19. 6 36° 19. 2	4. 9	長野県東部 (丸子町周辺)	

2004. 10. 23 平成16	138. 52° 37. 87°	6. 8	新潟県中越	新潟県中越地震
2007. 3. 25 平成19	136. 41° 37. 13°	6. 9	石川県輪島市	能登半島沖地震
2007. 7. 16 平成19	138. 36° 37. 33°	6. 8	新潟県上中越	新潟県中越沖地震
2011. 3. 12 平成23	138. 00° 37. 0°	県内最大震度 6強(栄村)	長野県栄村付近	長野県北部地震

## 第2 海洋性（プレート境界型）の地震

海洋性（プレート境界型）の地震は、その発生のメカニズムから地震エネルギーが大きく、震源から離れていても大きな被害を及ぼしている。このタイプの地震で、過去県内に最も影響を及ぼした地震は次表に示す安政東海地震である。現在、この東海地震の発生が危惧され、国においても発生を予知すべく観測体制が整備されている。また、平成23年（2011）年3月11日の東北地方太平洋沖地震も海洋性（プレート境界型）の地震であり、東北から関東にかけて東日本一帯に甚大な被害をもたらした。

### 主な海洋性（プレート境界型）地震の概要

発 災 日	震央東経北緯	マグニチュード	主な被害地域	備 考
1854. 12. 23 9時 (安政1)	137. 8° 34. 0°	8. 4	東海・東山・ 南海諸道	安政東海地震
2011. 3. 11 14時46分 (平成23)	142° 51′ 36″ 38° 33′ 24″	9. 0	東北地方	東北地方太平洋 沖地震

## 第2節 被害想定

### 第1 基本的な考え方

長野県に被害を及ぼすと考えられる地震は、県内あるいは隣接地域で起こる内陸地震と、東海沖などに起こるプレート境界型地震がある。

平成25、26年度の2か年で実施した県地震被害想定の結果及び中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の被害想定結果に基づき、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について本計画における災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画等の基礎資料とするものである。

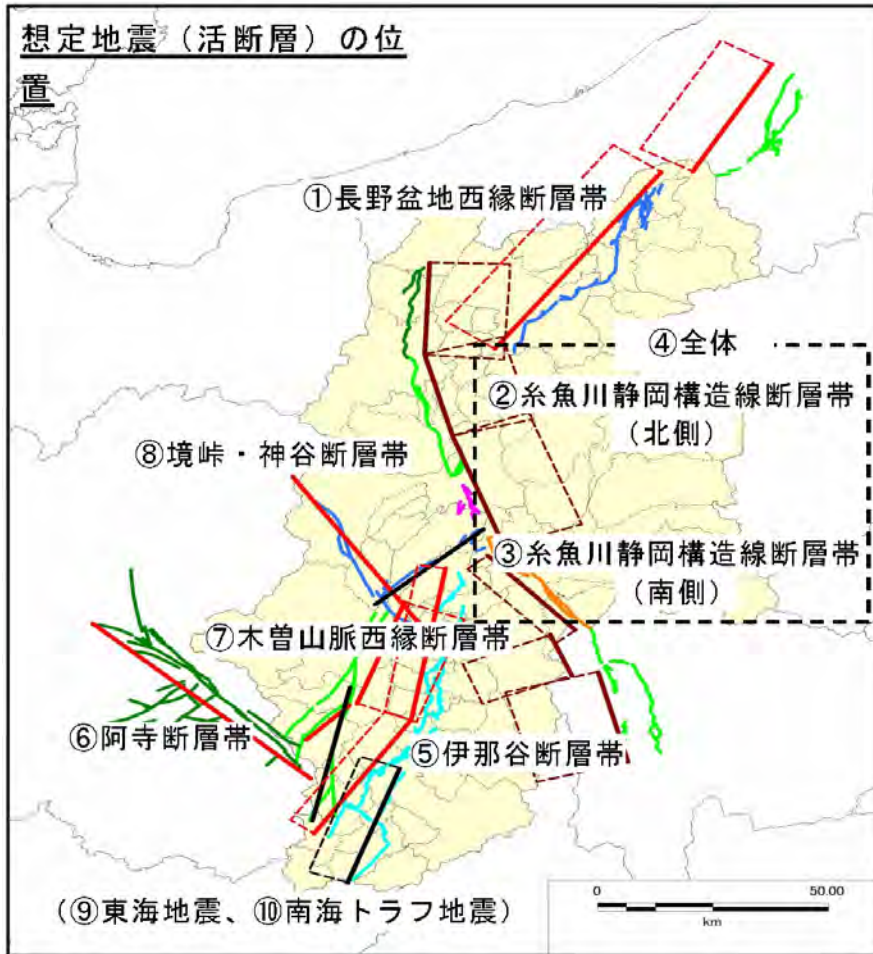
### 第2 想定地震

長野県における過去に被害をもたらした地震や、活断層の分布状況、現時点の科学的知見を踏まえ、県内の主要都市の被害が甚大となると考えられる地震を想定した。

想定地震の諸元

地震名	長さ (km)	マグニチュード		想定ケース※
		M <sub>j</sub>	M <sub>w</sub>	
長野盆地西縁断層帯の地震 ①	58	7.8	7.1	4 ケース
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震	北側 ②	84	8.0	1 ケース
	南側 ③	66	7.9	
	全体 ④	150	8.5	
伊那谷断層帯（主部）の地震 ⑤	79	8.0	7.3	4 ケース
阿寺断層帯（主部南部）の地震 ⑥	60	7.8	7.2	2 ケース
木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震 ⑦	40	7.5	6.9	2 ケース
境峠・神谷断層帯（主部）の地震 ⑧	47	7.6	7.0	4 ケース
想定東海地震 ⑨		8.0	8.0	1 ケース
南海トラフ巨大地震 ⑩		9.0	9.0	基本、陸側ケース

※内陸型地震については、破壊開始点や強震動生成域の位置により複数ケースを想定したほか、海溝型地震（南海トラフ巨大地震）では国の設定した基本ケース、陸側ケースを想定した。



第3 被害の概要

1 県地震被害想定の結果

地震による各ケースの被害一覧(長野県全体)

大項目	小項目	条件・定義	単位	内陸型地震										海溝型地震	
				長野盆地断層帯(ケース3)	糸魚川-静岡構造線断層帯(全体)	糸魚川-静岡構造線断層帯(北制)	糸魚川-静岡構造線断層帯(主部)	伊那谷断層帯(ケース3)	阿寺断層帯(主部)	木曾山麓断層帯(北部)	木曾山麓断層帯(南部)	奥平・神谷断層帯(主部)	規定東海地震	南海トラフ巨大地震(基本ケース)	南海トラフ巨大地震(強制ケース)
建物被害 (全壊)	液状化による被害	全壊	棟	440	630	180	170	140	20	130	20	110	240		
	揺れによる被害※1	全壊・重 全壊・冬	棟	27,760 33,550	79,880 81,840	9,660 10,570	28,810	14,770	2,230	1,630	0	*	1,230 1,260		
	断層変位による被害※2 (揺れによる被害の約数)	全壊	棟	6,900	10,330	1,830	6,130	2,980	40	80					
	土砂災害による被害	全壊・夏 全壊・冬	棟	340 810		730 720	660	900	40	280	40	80	760		
	地震火災による被害	冬深夜強風 夏12時強風 冬18時強風	棟	930 1,110 6,150	0 1,120 13,590	0 0 300	0 470 3,530	0 320 1,730	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0		
	建物倒壊による被害	建物倒壊による被害	冬深夜強風	棟	35,740	84,350	11,470	27,650	15,810	140	2,590	2,050	60	190	2,260
			夏12時強風	棟	30,150	83,510	10,570	28,120	16,130	140	2,590	2,040	60	190	2,230
			冬18時強風	棟	40,960	97,940	11,770	31,180	17,540	140	2,700	2,050	60	190	2,260
			冬深夜	人	2,270	5,610	720	1,890	1,130	10	220	140	20	30	110
			夏12時	人	2,140	6,900	680	2,040	1,500	10	370	320	10	20	90
冬18時			人	2,110	5,310	680	1,870	1,200	10	250	140	10	20	90	
冬深夜			人	160	450	50	160	70	10	30	20	20	30	50	
夏12時			人	130	280	30	120	50	*	20	20	10	20	30	
冬18時			人	130	330	40	120	50	*	20	10	10	20	30	
土砂災害による被害			冬深夜 夏12時 冬18時	人	80 50 60	180 120 140	60 40 50	60 40 50	80 50 60	*	20 20 20	*	10 10 10	60 40 50	
火災による被害	火災による被害	冬深夜強風	人	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		夏12時強風	人	10	30	0	20	*	*	*	*	*	*	*	
		冬18時強風	人	80	150	*	30	10	0	0	0	0	0	0	
		冬深夜	人	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
		夏12時	人	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
		冬18時	人	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
		冬深夜強風	人	2,350	5,790	790	1,950	1,210	20	240	160	20	40	180	
		夏12時強風	人	2,210	7,060	720	2,100	1,550	10	390	340	10	20	130	
		冬18時強風	人	2,280	5,600	710	1,950	1,270	10	270	160	10	30	150	
		死者数 計	冬深夜 夏12時 冬18時	人	15,880 12,550 13,790	37,540 30,930 33,080	6,050 4,560 5,160	12,710 11,290 9,650	8,440 230 220	280 230 220	1,780 1,360 1,540	370 300 280	760 620 580	4,370 3,270 3,630	
人的被害※4 (負傷者数)	建物倒壊による被害	冬深夜強風	人	2,590	9,520	1,130	2,580	1,260	160	600	520	370	730	1,210	
		夏12時強風	人	2,290	4,590	890	2,180	1,030	130	510	450	300	590	960	
		冬18時強風	人	2,100	7,140	830	1,960	970	120	470	380	280	550	890	
		冬深夜	人	90	220	80	80	90	*	30	30	*	10	80	
		夏12時	人	70	160	50	50	70	*	20	20	*	10	50	
		冬18時	人	80	180	60	60	80	*	30	30	*	10	60	



2 東海地震の被害想定結果（中央防災会議：平成15年3月公表）

○人的被害（死者：人）

	予知情報	建物倒壊	斜面崩壊	火災	合計
5時	予知情報なし	約70	約50	約20	約100
	予知情報あり	約20	—	—	約30
12時	予知情報なし	約20	約30	—	約60
	予知情報あり	—	—	—	約10
18時	予知情報なし	約40	約30	約50	約100
	予知情報あり	—	—	約10	約20

—：わずか

○建物被害（全壊棟数：棟）

	予知情報	揺れ	液状化	斜面災害	火災	合計
5時	予知情報なし	約1,300	約900	約600	約1,500	約4,200
	予知情報あり	約1,300	約900	約600	—	約2,800

—：わずか

3 南海トラフ巨大地震（東海・東南海・南海地震の連動地震）の被害想定結果（中央防災会議：平成24年8月公表）

○人的被害（死者：人） —：わずか

発生	建物倒壊	急傾斜地崩壊	火災	合計
夏12時	約20	—	—	約20
冬18時	約30	約10	—	約40
冬深夜	約50	約10	—	約50

（東海地方が大きく被災するケース、地震動：陸側ケース、風速8m/s、早期避難率低）

○建物被害（全壊棟数：棟） —：わずか

地震動	揺れ	液状化	急傾斜地崩壊	火災	合計
基本ケース	—	約600	—	—	約600
陸側ケース	約700	約1,500	約90	約10	約2,400

（東海地方が大きく被災するケース、冬深夜、風速8m/s）

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 地震に強いまちづくり

本町における構造物・施設等について、耐震性の確保を図るとともに、地震防災事業の推進を図り、地域の特性に配慮しつつ、地震に強いまちづくりを行う。

また、地震防災施設の整備に当たっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。

#### 主な取組

- 1 施設等への耐震性の確保、地域保全機能の増進等地震に強い基盤づくりを形成する。
- 2 地震に強い都市構造の形成、建築物の安全化、ライフライン施設等の機能の確保等地震に強いまちづくりを推進する。

#### 第1 地震に強い地域基盤づくり

県内には多くの活断層があり、急峻な地形、もろい地質とあいまって、地震による大きな被害が懸念されることから、地震災害に強い安全な地域基盤の形成に取り組む必要がある。

- 1 総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から町域及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- 2 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。
- 3 地すべり、崖崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び森林などの町域保全機能の維持増進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。
- 4 東海地震、南海トラフ地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震防災戦略を踏まえ、第1章第2節「被害想定」を参考に減災目標及び地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震対策を推進する。
- 5 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

#### 第2 地震に強いまちづくり

都市化の進展、建築物の高層化や多様化、ライフライン等への依存度の増大により地震の及ぼす被害は多様化しており、地震に強い都市構造、建築物への安全化、ライフライン施設の耐震化に配慮したまちづくりが必要となっている。

- 1 地震に強い都市構造の形成



- (1) 幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤整備及び土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

- (2) 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導體制の整備を強化する。

## 2 建築物等の安全化

- (1) 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。

特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。

- (2) 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- (3) 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。
- (4) 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。
- (5) 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。
- (6) 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

## 3 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、廃棄物処理施設等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

特に、人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。

- (2) 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備に努める。
- (3) コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

## 4 地質、地盤の安全確保

- (1) 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。
- (2) 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。
- (3) 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険

性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

5 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。

6 災害応急対策等への備え

(1) 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図るとともに人的ネットワークの構築を図る。

(2) 指定緊急避難場所、指定避難場所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。

(3) 県、市町村との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。

(4) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

(5) 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(6) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

## 第2節 情報の収集・連絡体制計画

(風水害対策編第2章第3節を準用)

## 第3節 活動体制計画

(風水害対策編第2章第4節を準用)

## 第4節 広域相互応援計画

(風水害対策編第2章第5節を準用)

## 第5節 救助・救急・医療計画

(風水害対策編第2章第6節を準用)

## 第6節 消防・水防活動計画

(風水害対策編第2章第7節を準用)

## 第7節 要配慮者支援計画

(風水害対策編第2章第8節を準用)

## 第8節 緊急輸送計画

(風水害対策編第2章第9節を準用)

## 第9節 障害物の処理計画

(風水害対策編第2章第10節を準用)

## 第10節 避難の受入活動計画

(風水害対策編第2章第11節を準用)

## 第11節 孤立防止対策

(風水害対策編第2章第12節を準用)

## 第12節 食料品等の備蓄・調達計画

(風水害対策編第2章第13節を準用)

## 第13節 給水計画

(風水害対策編第2章第14節を準用)

## 第14節 生活必需品の備蓄・調達計画

(風水害対策編第2章第15節を準用)

## 第15節 危険物施設等災害予防計画

(風水害対策編第2章第16節を準用)

## 第16節 ライフライン施設災害予防計画

(風水害対策編第2章第17節を準用。ただし、「都市ガス施設」及び「下水道施設等」については次による。)

### 第1 都市ガス施設災害予防計画

#### 1 大規模地震対応マニュアルの整備

都市ガス事業者は、数々の事態を想定したマニュアルを整備するとともに、定期的に見直しを行い、大規模地震に備える。

#### 2 施設・設備の安全性の確保

(1) 本町の行う防災に関する調査研究の成果を関係機関に提供し、発災時の早期復旧に協力する。

(2) 長野都市ガス株式会社

地震時に施設の安全性を確保するため、次の対策を図る。

ア 経年管対策の推進

イ マイコンメータの全戸設置

ウ 地震計の設置

#### 3 職員の配置計画

都市ガス事業者は、休日・夜間の震災に対応できるよう宿日直者を配置し、発生後は直ちにガス供給施設の点検・情報収集・各種連絡を行うこととしている。

また、震度5弱以上の地震が発生した場合は、職員は連絡が無くてもあらかじめ定められた場所に出動して災害対策本部を迅速に設置し、速やかに応急復旧活動を行う。

#### 4 関係機関との連携

(1) 連絡方法等の確認

都市ガス事業者は被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、町、県及び地域振興局・消防・警察・道路管理者等関係機関との連絡方法及び連携方法を確認する。

(2) 事業者間の連携

都市ガス事業者間では、震災の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応できない場合、次のような相互応援体制が確立されており、この連携を図る。

ア (一社)日本ガス協会「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」

イ (一社)日本ガス協会関東中央部会「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」

「帝石パイプライン事故対策要領」

### 第2 下水道施設等災害予防計画

#### 1 新耐震基準に基づく施設整備

(1) 町は、重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に設置されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講ずる。

(2) 新たに建設する管渠、処理場施設については、土質調査等を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講ずる。

## 2 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立

(1) 町は、災害時の対応を定めた業務継続計画や災害対策要領等を策定する。

(2) 町は、業務継続計画や災害対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。

(3) 町は、復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、関係団体等との協力体制を確立する。なお、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」により、他の地方公共団体に応援要請をすることができる。

## 3 緊急用、復旧用資材の計画的な備蓄

町は、発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用、復旧用資機材を計画的に購入、備蓄する。

## 4 下水道施設台帳、浄化槽台帳等の整備・拡充

町は、下水道施設台帳等を適切に調製・保管する。また必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。

## 5 管渠及び処理場施設等の系統の多重化

町は、必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

## 第17節 災害広報計画

(風水害対策編第2章第18節を準用)

## 第18節 土砂災害等の災害予防計画

(風水害対策編第2章第19節を準用)

## 第19節 防災都市計画

(風水害対策編第2章第20節を準用)

## 第20節 建築物災害予防計画

地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき建築物の耐震性を確保し安全性の向上を図る。

### 主な取組

- 1 建築基準法の現行耐震基準（昭和56年）以前に建築された建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。
- 2 建築物の落下物、ブロック塀等屋外構造物及び屋外設置物による被害の防止対策を講ずる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

### 第1 公共建築物

公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物も多く、また要配慮者が利用する建築物も多いことから特に耐震性が要求される。これらの中には昭和56年以前に建築された建築物もあり、今後、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。また、地震による被害の軽減を図るため、緊急地震速報を有効に活用できる体制を構築する。

#### 1 町有施設の耐震診断及び耐震改修の実施

町は、庁舎、社会福祉施設、町営住宅、町立学校等で、昭和56年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

#### 2 防火管理者の設置

学校等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備える。

#### 3 緊急地震速報の活用

町が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。

### 第2 一般建築物

昭和56年以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく、倒壊等のおそれがあるので、耐震診断・耐震改修を実施し、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

また、地震保険等は被災者の住宅再建に有効であるので活用を図る必要がある。

#### 1 耐震診断、耐震改修のための支援措置

(1) 住宅及び町長が指定した民間の避難施設について、町は県と連携を図り、耐震診断への助成を行う。

(2) 賃貸を除く戸建住宅等について、町は県と連携を図り耐震改修への助成を行う。

#### 2 がけ地近接等危険住宅移転事業計画

町は、がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。

#### 3 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度



であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、町はそれらの制度の普及促進に努める。

### 第3 落下物・ブロック塀等

- 1 町は、屋外構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について、普及、啓発を図るため広報活動を行う。
- 2 住民は、外壁タイル等及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行う。
- 3 住民は、地域における屋外構造物及び屋外設置物の状態をあらかじめ把握し、被害の防止対策について検討を行うとともに対策を講ずる。

### 第4 文化財

町は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- 1 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- 2 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。
- 3 所有者は、防災管理体制及び防災施設の整備を図る。

## 第21節 道路及び橋梁災害予防計画

震災時に生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりを行うに当たり構造物・施設等の耐震性を確保する必要がある。

構造物・施設等は一般的な地震動（供用期間中に1～2度程度発生する確率の地震）に際して機能に重大な支障が生じないことを目標に設計する。

道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備に当たっては地震防災緊急事業五箇年計画等に基づきネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。震災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時から連携を強化しておく。

### 主な取組

- 1 道路及び橋梁の耐震性を確保する。
- 2 震災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。

### 第1 道路及び橋梁の震災に対する整備

大地震が発生すると道路は法面崩壊、路肩決壊、路面陥没・亀裂、橋梁・トンネル等構造物の破損、電柱等の倒壊、地下埋設物の破損、沿道建築物の落下倒壊等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。この対策として各道路管理者ならびに警察等関係機関は道路・道路施設及び橋梁について耐震性の強化を図る必要がある。

#### 1 都市計画街路の整備

町は、計画的な都市計画街路の整備に努め、道路幅員の確保、多ルート化を進める。

#### 2 既存道路の対策

- (1) 既存道路については、道路改良、法面保護等、耐震性に配慮しながら計画的に実施する。
- (2) 橋梁については、永久橋への架け替え、橋梁取付部の強化等耐震性に配慮しながら計画的に行う。
- (3) 第8節「緊急輸送計画」に基づく緊急輸送道路、地区の孤立化防止のための山間部の幹線道路については、優先的に対策を実施する。

### 第2 農道、林道及び橋梁の災害予防

#### 1 危険箇所の把握

町は、定期的にパトロールに努め、危険箇所の把握を行う。

#### 2 農道、林道の改良

町は、計画的な農・林道改良等を実施する。特に林道については、法面の崩壊防止対策、地すべり対策等を実施する。

### 第3 関係団体との協力体制の整備

大地震が発生し道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通

の確保を図る必要がある。応急復旧は各道路管理者ならびに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として震災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。

また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結し、交通の確保を図る。

各道路管理者、関係機関及び県は災害時の道路規制情報等について、情報共有できる体制の整備を行う必要がある。

- 1 町は、地域防災計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備する。
- 2 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

## 第22節 河川施設等災害予防計画

(風水害対策編第2章第23節を準用)

## 第23節 ため池災害予防計画

(風水害対策編第2章第24節を準用)

## 第24節 農林水産物災害予防計画

(風水害対策編第2章第25節を準用)

## 第25節 積雪期の地震災害予防計画

積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、町、県及び防災関係機関は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所における雪崩防止施設の整備、屋根雪処理等家屋倒壊の防止、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進し、積雪期の地震被害の軽減を図る。

### 主な取組

- 1 地域の特性に配慮しつつ、積雪期の地震に強い町づくりを行う。
- 2 冬期道路交通を確保するための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 ヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。
- 4 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。
- 5 建築物の所有者に対し、安全対策の推進についての周知及び雪下ろしが軽減される住宅の普及を図る。
- 6 積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める。
- 7 積雪時においても住民が円滑に避難することができるよう避難場所及び避難路の確保等を図る。
- 8 冬期の災害に対処できる備蓄等の確保に努める。

### 第1 道路交通の確保

積雪期の地震においては、道路交通に支障が生じるおそれがあるため、町、県、関係機関は除雪機械及び要員の増強を図り、除雪体制の強化に努めることが重要である。

#### 1 町の実施計画

- (1) 町は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、地震時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図る。
- (2) 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかける。

#### 2 自主防災組織・住民の実施計画

地震時には通常の除雪を実施することが困難となることが想定されるため、住宅の近く等については自力除雪あるいは圧雪による避難路の確保に努める。

### 第2 家屋倒壊の防止

建築基準法施行細則第9条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行うことが重要である。

#### 1 町の実施計画

- (1) 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行う。
- (2) 地域の実情に応じて雪に強い住宅の普及、市街地形成の誘導等を行う。

### 第3 消防活動の確保

積雪時に地震火災が発生すると、積雪によって消防活動が制約されやすい状態になることが予

想される。

このため、各消防機関は消防水利の確保と消防施設・設備の充実を図り、積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める必要がある。

1 関係機関の実施計画

- (1) 雪に強い消防資機材の整備拡充を図る。
- (2) 防火水槽及び自然水利の取付箇所付近の除雪を励行する。

**第4 避難場所及び避難路の確保**

積雪時において地震が発生した場合においても住民が円滑に避難することができるよう避難場所及び避難路の確保等を図ることが重要である。

1 町の実施計画

- (1) 地域の人口及び地形、雪崩等の危険性、施設の耐震性・耐雪性等を考慮し、避難場所をあらかじめ指定する。
- (2) 避難誘導のための標識は、住民が、安全に避難場所に到達することができるよう、降積雪の影響を考慮して設置する。

**第5 寒冷対策の推進**

豪雪時は、積雪の影響による長期間のライフラインの停止あるいは、雪崩災害などにより避難が必要となる場合がある。

寒冷期間においては、避難施設において暖房が必要になるなど、冬期の災害に対処できる備蓄等を整えることが重要である。

- 1 町は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ等）の備蓄に努める。
- 2 電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。
- 3 積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となることが想定されるため、積雪の状況により長期避難が必要な場合は、住宅の確保対策など避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

## 第26節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、そのための日頃からの対策及び活動が必要である。

### 主な取組

- 1 建築物や宅地に係る二次災害予防のため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士（以下「危険度判定士」という。）の養成、体制の整備等を行うとともに、構造物についても二次災害予防のための体制の整備等を推進する。
- 2 それぞれの危険物施設等に応じた二次災害予防のための措置をとる。
- 3 河川施設の整備を図る等の二次災害予防のための措置をとる。
- 4 土砂災害危険箇所等の把握、緊急点検体制整備に努める。

### 第1 建築物や宅地、構造物に係る二次災害予防対策

#### 1 建築物や宅地関係

災害時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から住民を守り、二次災害を防止するため、被災建築物や宅地の危険度を判定できる資格者の養成を行う必要がある。

町は、判定活動に伴う資料を整える等、被災時に迅速な被災建築物の判定が行えるよう、受入体制を整備する。

#### 2 道路・橋梁関係

地震発生後の余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、町は、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておく。また、被災時に迅速な点検作業が行えるよう体制を整備する。

### 第2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

#### 1 消防本部が実施する計画

- (1) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (2) 立入検査の実施等指導の強化
- (3) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- (4) 自衛消防組織の強化についての指導
- (5) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

#### 2 危険物取扱事業所が実施する計画

- (1) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加
- (2) 危険物施設の耐震性の向上
- (3) 防災応急対策用資機材等の整備
- (4) 自衛消防組織の強化促進

(5) 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

3 (一社)長野県LPガス協会が実施する計画

地震発生時に緊急点検活動が速やかに実施できるよう、マニュアル及び体制を整備する。

4 液化石油ガス販売事業者等が実施する計画

(1) 地震発生時に、容器の転倒によるガスの漏洩事故が発生することの無いよう、一般消費先の容器について転倒防止措置を徹底する。

(2) 地震発生時の燃焼器具の転倒及び燃焼器具への物の落下による火災の発生、ガスメーター下流のガス漏れを防止するため、一般消費先に対する対震自動ガス遮断機（マイコンメーターSを含む）を設置する。

(3) 地震発生時の容器周辺の配管等からの大量ガス漏れを防止するため、一般消費先に対するガス放出防止器の設置を促進する。

特に、学校・病院等の公共施設、地すべり・土砂崩れ等の発生のおそれのある地区及び高齢者世帯等を優先する。

(4) 地震発生時の適切な処置について、一般消費者に対して周知する。

5 毒物劇物営業者及び業務上取扱者が実施する計画

(1) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等の研修会等への積極的参加

(2) 毒物劇物貯蔵施設の耐震性の向上

(3) 防災応急対策用資機材等の整備

### 第3 河川施設の二次災害予防対策

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、降水等が加わった場合、河川施設等に二次的な災害が発生する可能性がある。

今後、さらに河川施設の整備を進めていく必要がある。

町は、河川管理施設の耐震性を向上させるとともに、現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておく。

### 第4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

1 情報収集体制の整備

町は、災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備する。

2 警戒避難体制の整備

町は、地域住民からの通報等に速やかに対応できる情報収集・伝達体制の整備を図るとともに、緊急時の警戒避難体制も整備する。



## 第27節 防災知識普及計画

「自らの命は自らが守る。」が防災の基本であり、町、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される大地震に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。

このため、町、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民を育成し、地域の総合的な防災力の向上に努める。

### 主な取組

- 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 町職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

### 第1 住民等に対する防災知識の普及活動

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組や、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等の、より実践的な活動が必要である。また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

- 1 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、町ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。
  - (1) 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油
  - (2) 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
  - (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
  - (4) 警報等や、避難指示等の意味や内容
  - (5) 警報等発表時や避難指示、高齢者等避難情報の発令時にとるべき行動
  - (6) 地震発生時の地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）及び津波に

関する知識

- (7) 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識
- (8) 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
- (9) 地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、応急手当、避難行動、自動車運転の自粛等様々な条件の下で防災上とるべき行動に関する知識
- (10) 正確な情報入手の方法
- (11) 要配慮者に対する配慮
- (12) 男女のニーズの違いに対する配慮
- (13) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (14) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (15) 各地域における緊急避難場所及び避難経路に関する知識
- (16) 避難生活に関する知識
- (17) 平常時から住民が実施し得る、概ね3日分の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平常時からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (18) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- (19) 南海トラフ地震（東海地震を含む）に関する知識
  - ア 南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、南海トラフ地震臨時情報を気象庁が発表するという知識
  - イ 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合にとるべき行動等の知識
  - ウ 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震の発生形態には多様性があるという知識
  - エ 東海地震に係る地震防災対策強化地域においては、東海地震に関連する情報、警戒宣言が発せられた場合にとるべき行動等の知識
- (20) 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動
- (21) 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するよう努める。
- (22) 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
- (23) 上記(1)～(22)の事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図る。
  - ア 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
  - イ 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
- (24) 県所有の地震体験車等を、利用して住民が地震の恐ろしさを身をもって体験し、どのように行動すべきか身をもって体験できる機会を設ける。
- (25) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配

布し、徹底した情報提供を行う。

- (26) 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進する。
- (27) 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。
- (28) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
- (29) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

## 2 家庭における防災知識普及の推進

住民は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭における防災に関する話し合いを定期的に関き、以下のような活動を通じて、防災意識を高める。

- (1) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認
- (2) 発災時の連絡方法等（連絡方法や避難ルールの取決め等）
- (3) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- (4) 災害用の非常持ち出し袋の内容、保管場所の確認
- (5) 備蓄食料の試食及び更新
- (6) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (7) 地域の防災マップの作成
- (8) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加
- (9) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

## 3 企業における防災知識普及の推進

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努める。

## 第2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、駅、商業施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

### 1 町所管の施設

町において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

### 2 その他の施設

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に

関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施する。

### 第3 学校における防災教育の推進

幼稚園、小学校、中学校（以下この節において「学校」という。）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。そのため、体系的な防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行った上で、学校における防災訓練等をより実践的なものにするるとともに、学級活動等とおして、防災教育を推進する。

#### 1 防災訓練の実施

学校においては、大規模災害にも対処できるように町その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。

#### 2 児童生徒等への防災教育の実施

児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

- (1) 防災知識一般
- (2) 避難の際の留意事項
- (3) 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
- (4) 具体的な危険箇所
- (5) 要配慮者に対する配慮

#### 3 教職員の防災意識の高揚

教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

### 第4 町職員に対する防災知識の普及

町は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

#### 1 普及方法

##### (1) 集合教育

職員の多数集合する機会を利用して、防災に関する教育を行う。

##### (2) 職場教育

職場教育では、一般的及び共通的な防災知識の教育を行うとともに、それぞれの職場にあった教育を実施する。

#### 2 普及する事項

- (1) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (2) 地震発生時の地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識

- (4) 地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 地震対策として取り組む必要のある課題

## 第5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

### 1 町及び県の実施計画

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

### 2 住民の実施計画

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

## 第28節 防災訓練計画

(風水害対策編第2章第28節を準用)

## 第29節 災害復旧・復興への備え

(風水害対策編第2章第29節を準用)

## 第30節 自主防災組織等の育成に関する計画

(風水害対策編第2章第30節を準用)

## 第31節 企業防災に関する計画

災害時、企業には、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討や耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性、耐震性等を確保するため、建築物の耐震診断や定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する。

### 主な取組

- 1 施設・設備の点検を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。
- 2 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

### 第1 現状及び課題

大規模災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民とともに積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

### 第2 町が実施する対策

町は、企業における防災知識の向上、防災意識の高揚を図り、企業の防災力向上の促進を図る。

### 第3 企業の実施計画

- 1 企業は、社屋内外の安全性の向上を推進し、防災計画や非常用マニュアルを整備するとともに、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。
- 2 組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。
- 3 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。

- 4 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。



## 第32節 ボランティア活動の環境整備

(風水害対策編第2章第32節を準用)

## 第33節 防災対策に関する財政措置計画

(風水害対策編第2章第33節を準用)

## 第34節 震災対策に関する調査研究及び観測

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

既に、国においても、地震予知研究をはじめ様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、建物の高層化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な地震対策の実施に結びつけていくことが重要である。

県においては、地震被害想定調査を実施し、県内における被害想定を行っているところであるが、さらに、最新のデータを用い、科学技術等の進歩に対応した最も有効な手法を活用した調査研究を検討する必要がある。

### 主な取組

町・県・各機関が協力し、活断層及び地質の調査、地震に関する情報の収集整理等を推進する。

#### 第1 町の実施計画

- 1 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにするよう努める。
- 2 国、県が行う、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、町内のデータの累積に努める。

#### 第2 主な研究・調査課題

- 1 震度情報ネットワーク等の新たな情報収集システムの構築及び避難体制の整備
- 2 防災行政無線等、情報伝達体制の整備計画
- 3 避難場所等、地域の防災拠点の適切な配置、機能分担、施設・設備計画
- 4 自主防災組織の育成・支援活動計画
- 5 災害時要援護者の把握・避難支援計画
- 6 食料・生活必需品等の備蓄・調達計画
- 7 国、県が行う活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、町内のデータの累積に努める。

### 第35節 観光地の災害予防計画

(風水害対策編第2章第35節を準用)

### 第36節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(風水害対策編第2章第36節を準用)

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 災害情報の収集・連絡活動

(風水害対策編第3章第2節を準用)

#### <参考 地震情報>

気象庁及び長野地方気象台は、地震発生後、地震に関する情報を次のとおり発表・伝達する。

#### 1 緊急地震速報（警報・予報）

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる地震動の警報及び予報である。

県、町、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を町防災行政無線の放送機能及び町ホームページ、メール配信、ソーシャルメディア等への情報連携により住民への伝達を行う。

町は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、町防災行政無線等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

##### (1) 緊急地震速報（警報）

最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、震度4以上の揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。

なお地震に対する特別警報は、震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異なり、県から市町村への通知、市町村から住民等への周知の措置が義務とはなっていない。

##### (2) 緊急地震速報（予報）

最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに、主に高度利用者向けとして伝えられる。

#### 2 震度速報

震度3以上の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報。

地震発生後約1分半で、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を発表する。一般にはラジオ、テレビを通じて発表する。

#### 3 地震情報（震源に関する情報）

震度3以上の地震が発生した場合に発表する情報。

地震の震源要素（発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード）、震央地名

とともに「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を発表する。

ただし、津波警報・注意報を発表したときには、この情報は発表しない。

#### 4 地震情報（震源・震度に関する情報）

震度3以上を観測した場合、津波警報・注意報を発表した場合、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合のいずれかに該当するときに発表する情報。

地震の震源要素、震央地名、地域震度と震度3以上が観測された市町村名を発表する。

また、震度5弱以上になった可能性がある地域・市町村の震度情報が得られていない場合に、その市町村名を発表する。

#### 5 地震情報（その他の情報）

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合に、震度1以上を観測した地震の回数を知らせる情報。

#### 6 地震情報（各地の震度に関する情報）

震度1以上を観測した場合に発表する情報。

地震の震源要素、震央地名、県内及び隣接県内の震度観測点ごとの震度からなる。

また、震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度情報が得られていない場合に、その地点名を発表する。

#### 7 地震情報（推計震度分布図）

震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

## 第2節 非常参集職員の活動

(風水害対策編第3章第3節を準用。この場合において、「第1 職員の配備体制 1 配備体制の基準」中「職員の配備区分と発令基準」は次のとおりとする。)

職員の配備区分と発令基準

	配備区分	配備基準	活動内容等
災害対策本部設置前	準1号配備 (準備体制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>町域に震度3又は4の地震が発生した場合</li> <li>災害が発生するおそれがあり、総務課長が必要と認める場合</li> <li>南海トラフ地震臨時情報〈調査中〉が発表されたとき</li> </ul>	1号配備を速やかにとるための連絡体制を確立し、主に状況の把握と連絡活動を行える体制とする。
	1号配備 (警戒体制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害等の状況から必要があると認められた場合</li> <li>南海トラフ地震臨時情報〈巨大地震注意〉が発表されたとき</li> </ul>	町内におけるパトロールを強化し、避難その他災害の拡大を防止するため必要な諸般の準備を完了する体制とする。
*災害対策本部設置後	2号配備 (即応体制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>町域に震度5弱又は5強の地震が発生した場合</li> <li>災害が発生した場合及び激甚な災害発生のおそれがある場合</li> <li>南海トラフ地震臨時情報〈巨大地震警戒〉が発表されたとき</li> <li>町長が必要と認める場合</li> </ul>	1号配備を強化するとともに、局地的な災害に対しては、そのまま対策活動が遂行できる体制とする。
	3号配備 (非常体制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>町域に震度6弱以上の地震が発生した場合</li> <li>大規模な災害が発生し、もしくは町全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合</li> <li>町長が必要と認める場合</li> </ul>	中規模以上の災害が発生した場合に対処できる配備体制とし、本部要員の全員をもつてあたるものとする。

\*震度5弱以上の地震が発生した場合には、災害対策本部を自動設置する。

### 第3節 広域相互応援活動

(風水害対策編第3章第4節を準用)

### 第4節 ヘリコプターの運用計画

(風水害対策編第3章第5節を準用)

### 第5節 自衛隊の災害派遣

(風水害対策編第3章第6節を準用)

### 第6節 救助・救急・医療活動

(風水害対策編第3章第7節を準用)

### 第7節 消防・水防活動

(風水害対策編第3章第8節を準用)

### 第8節 要配慮者に対する応急活動

(風水害対策編第3章第9節を準用)

### 第9節 緊急輸送活動

(風水害対策編第3章第10節を準用)

### 第10節 障害物の処理活動

(風水害対策編第3章第11節を準用)

### 第11節 避難受入及び情報提供活動

(風水害対策編第3章第12節を準用)

## 第12節 孤立地域対策活動

(風水害対策編第3章第13節を準用)

## 第13節 食料品等の調達供給活動

(風水害対策編第3章第14節を準用)

## 第14節 飲料水の調達供給活動

(風水害対策編第3章第15節を準用)

## 第15節 生活必需品の調達供給活動

(風水害対策編第3章第16節を準用)

## 第16節 保健衛生、感染症予防活動

(風水害対策編第3章第17節を準用)

## 第17節 遺体の捜索及び対策等の活動

(風水害対策編第3章第18節を準用)

## 第18節 廃棄物の処理活動

(風水害対策編第3章第19節を準用)

## 第19節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

(風水害対策編第3章第20節を準用)

## 第20節 危険物施設等応急活動

(風水害対策編第3章第21節を準用)



## 第21節 ライフライン施設災害応急活動

(風水害対策編第3章第22節を準用)

## 第22節 災害広報活動

(風水害対策編第3章第23節を準用)

## 第23節 土砂災害等応急活動

(風水害対策編第3章第24節を準用)

## 第24節 建築物災害応急活動

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。

### 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。また、緊急地震速報を有効に活用し、被害の軽減を図る。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置をとる。

### 第1 公共建築物

災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。また、緊急地震速報を受信した場合は、利用者を適切に誘導するとともに、職員も適切な対応行動をとることにより、被害の軽減を図る。

- 1 庁舎、社会福祉施設、町立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。
- 2 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置をとる。
- 3 町は、被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行う。

### 第2 一般建築物

災害発生後、建築物の所有者等は、速やかに建築物等の被害状況を把握し必要な措置をとる。

#### 1 建築物の所有者等が実施する対策

建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、被害状況を把握し、危険箇所への立入禁止等必要な措置をとる。

### 第3 文化財

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置をとる。

#### 1 町が実施する対策

町は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

#### 2 所有者が実施する対策

- (1) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。
- (2) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置をとる。
- (3) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、町教育委員会へ報告

し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、町教育委員会の指導を受けて実施する。

## 第25節 道路及び橋梁応急活動

(風水害対策編第3章第26節を準用)

## 第26節 河川施設等応急活動

(風水害対策編第3章第27節を準用)

## 第27節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

### 主な活動

- 1 建築物や敷地に係る二次災害を防止するため危険度判定士の派遣等の活動を行う。また、構造物の二次災害を防止するための活動を行う。
- 2 危険物施設等に係る二次災害を防止するため、それぞれの危険物に応じた活動を行う。
- 3 河川施設の二次災害を防止するための活動を行い、被害の拡大を防ぐ。
- 4 危険箇所の緊急点検等の活動を行う。

### 第1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策

#### 1 建築物関係

被災した建築物や敷地について余震等による倒壊等の二次災害から町民を守るための措置をとる。

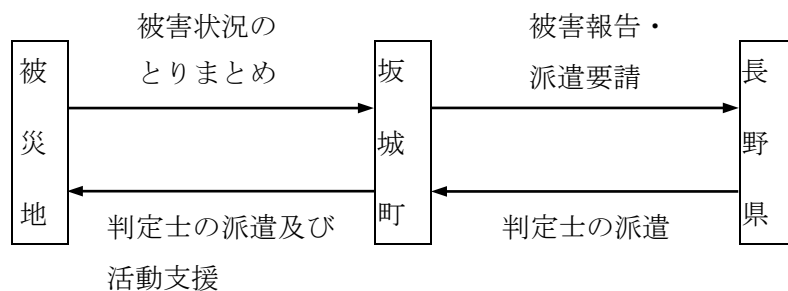
##### (1) 危険度判定実施のための体制整備

被災地において、危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備する。

- ア 危険度判定士の派遣要請
- イ 危険度判定を要する建築物や敷地又は地区の選定
- ウ 町内の被災地域への派遣手段の確保
- エ 危険度判定士との連絡手段の確保

##### (2) 応急措置

町長は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物や敷地について立入禁止等の措置をとる。



##### (3) 建築物や敷地の所有者等が実施する対策

危険度判定士により、危険度を判定された建築物や敷地の所有者等は、判定結果に基づき必要な措置をとる。

#### 2 道路及び橋梁関係

道路・橋梁等の構造物についても余震等による倒壊等の二次災害を防止するための措置をとる。

## 第2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

危険物施設等については、第15節「危険物施設等応急活動」に基づき、県、関係機関及び施設管理者等との連携・協力のもと、緊急点検、危険物の保安措置、避難誘導等応急措置の徹底を図り、安全対策に万全を尽くす。

## 第3 河川施設の二次災害防止対策

地震発生後の洪水又は余震等により河川施設等に二次的な災害の発生が考えられる場合は、危険箇所での点検を行い、その結果必要な応急活動を実施する必要がある。

- 1 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。
- 2 その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。
- 3 災害防止のため応急工事を実施する。
- 4 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。
- 5 必要に応じて水防活動を実施する。

## 第4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

地震発生に伴い、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から町民を守るための措置をとる。

- 1 緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。
- 2 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。

## 第28節 ため池災害応急活動

実施担当部：産業部

地震発生に伴うため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認めた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。

### 主な活動

被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のために関係機関と調整を図る。

### ため池応急対策

あらかじめ定めた規模の地震が発生した場合には、対象となるため池について速やかに緊急点検を実施する。ため池が決壊した場合、もしくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等について把握するとともに、応急措置を実施する。

#### 1 情報の収集、伝達

(1) 管理団体等において、地震発生後はため池の緊急点検を実施し、結果を速やかに町へ報告する。

(2) 町が被害を把握した場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。

#### 2 避難誘導

町は、被害状況を住民に伝達するとともに、人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。

#### 3 被害拡大の防止措置

(1) 地震の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流する。

(2) 被害を拡大させないよう早急に応急措置を実施する。

#### 4 管理団体等の活動

管理団体等においては町が実施する応急対策について協力する。

## 第29節 農林水産物災害応急活動

(風水害対策編第3章第30節を準用)

## 第30節 文教活動

(風水害対策編第3章第31節を準用)

## 第31節 飼養動物の保護対策

(風水害対策編第3章第32節を準用)

## 第32節 ボランティアの受入体制

(風水害対策編第3章第33節を準用)

## 第33節 義援物資及び義援金の受入体制

(風水害対策編第3章第34節を準用)

## 第34節 災害救助法の適用

(風水害対策編第3章第35節を準用)

## 第35節 観光地の災害応急対策

(風水害対策編第3章第36節を準用)



## 第4章 災害復旧計画

### 第1節 復旧・復興の基本方針の決定

(風水害対策編第4章第1節を準用)

### 第2節 迅速な原状復旧の進め方

(風水害対策編第4章第2節を準用)

### 第3節 計画的な復興

(風水害対策編第4章第3節を準用)

### 第4節 資金計画

(風水害対策編第4章第4節を準用)

### 第5節 被災者等の生活再建等の支援

(風水害対策編第4章第5節を準用)

### 第6節 被災中小企業等の復興

(風水害対策編第4章第6節を準用)

### 第7節 被災した観光地の復興

(風水害対策編第4章第7節を準用)